

12月8日（水曜日）午前9時30分開議

## 議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 議案第36号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第4 議案第37号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第5 議案第38号 平成22年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第6 厚生都市常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (厚生都市常任委員長報告)
- 第7 欠席問題等に関する事務調査について (欠席問題等調査特別委員長報告)

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

---

## 出席議員 (9名)

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

---

## 欠席議員 (1名)

4番 中村広一

---

## 説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

職務のため出席した事務職員の氏名

議会議務局長 高橋善明

議会書記 梅田竜志

議会書記 木野村幸子

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

毎日御審議いただきまして、まことにありがとうございます。本日1名欠席でございますけど、他の議員の御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第7回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において10番田中五郎君、及び1番鈴木浩之君を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（井野勝巳君） 日程第2、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。最初に、安藤浩孝君。

○2番（安藤浩孝君） 皆様、改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

1つ目が、急速に進む高齢化社会において、認知症高齢者の虐待が増加する中、地域包括支援センターの役割についてであります。もう1点は高知県宿毛市との交流についてであります。

それでは、まず第1点目の地域包括支援センターの質問から始めたいと思います。

我が国の年齢別構成比は1955年（昭和30年）、ゼロ歳から14歳までの人口の割合は33.4%、65歳以上の人口割合は5.3%で、子供の割合が多く目立ち、その反面、高齢者の割合が少なく、若い成長期の人口ピラミッドの日本が形成をされておりました。2015年（平成27年）、現在から5年後の予想ではゼロ歳から14歳までの人口割合は11.8%で、一方65歳以上の人口割合では26.9%で、1955年（昭和30年）と比較しますと、子供の割合は3分の1となり、高齢者は5倍ほどふえる見込みで、35年後には高齢化率は40%と驚嘆の数値となっており、一層超少子化、超高齢化が急速に進んでいくものと思われま

す。高齢者の世帯形態の将来推計で2025年（平成37年）には、世帯主が65歳以上の世帯が一般世帯の36.9%を占め、単独、夫婦のみ世帯の割合は世帯主が65歳以上の70%で、一層核家族が進むものと推定されるものであります。

他方、認知症高齢者は、2010年（平成22年）、日常生活自立度Ⅱ以上で208万人が2030年（平成42年）には353万人となり、日常生活自立度Ⅲ以上では111万人が192万人という驚異的な増加

が今後見受けられます。このようなデータが示すように、急速に進む高齢化社会、また家庭を取り巻く環境の変化、認知症高齢者の増加、その中で、高齢者が家族らから受ける暴行や暴言などの虐待が問題視をされております。

厚生労働省は高齢者の虐待件数が前年度に比べ12%増加したと発表をしました。平成20年度には高齢者が家族や介護施設職員から虐待を受けた件数が1万4,959件に上り、平成19年度に比べ1,624件増加をし、2年連続で増減率は前年度5.6%の倍以上となり、家庭内虐待は1万4,889件、前年比1,616件増に上り、虐待で死に至った事例は全国で24人に上り、これも家庭内虐待でありました。家庭内虐待の被害者のうち、77.8%が女性で加害者の同居率は86%、加害者の続き柄は息子40.2%、夫17.3%、娘15.1%などとなっております。

市町の虐待についての対応は、加害者と分離させたケースが3分の1を占め、そのうち特養など介護保険サービス利用が38.8%で最も多く、次いで医療機関の一時入院が20.8%でありました。一方、相談、通報の件数は2万2,143件で前年より1,793件ふえたことが発表されております。

平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果により、虐待を受けている人で日常生活に支障を来すような認知症状をもっている人は64.3%、軽度者を入れると79.4%で、約8割が認知症の人であることがわかりました。このように認知症の方に対する虐待に関してが深刻化をされております。

介護の負担に追い詰められて虐待に走るケースが多いと推測されております。虐待する側に問題があると思いますが、果たしてすべての虐待の責任を家族や介護者に求めるのはいかなものかと思うわけであります。多くの家族、介護者は長年にわたる介護により疲れ果て、孤独感や絶望感の果てに虐待に至っているということを理解する必要があります。認知症の介護は家族、介護者だけではなく、社会の問題として地域で介護を支えていく社会の仕組みが必要だと思われまます。そんな中、平成18年4月施行の高齢者虐待防止法の中に、虐待を早期に発見し深刻化の予防できるよう、関係機関の通報の義務などが盛り込まれ、地域で連携し、虐待にかかわると明記された法律ができ、介護保険法の規定により設置された地域包括支援センターの役割に期待されるところであります。

そこで、それらの諸問題の対応機関である地域包括支援センターについてお尋ねをいたします。

町において、認知症高齢者の方は把握してみえる人数は何人でしょうか。また、北方町地域包括支援センターで平成19年、20年、21年の3年間、虐待に関する相談、通報、また虐待事実が認められた事例はありましたでしょうか。あれば、それはどんな虐待でしょうか。身体的虐待なのか、介護等放棄なのか、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待でしょうか。また、仮に虐待により命に危険が迫っている人の保護先の確保は確立されていますか。保護先は大和園のみでしょうか。医療機関との連携はできていますでしょうか。お聞きをいたします。

次に、地域包括支援センターの住民への浸透力は万全でしょうか。また、夜中に虐待や認知症で徘徊した高齢者の相談、保護等を行う24時間対応はどのようにして遂行しておられますでしょうか。お聞きをいたします。

次に、虐待を発見するには、地域包括支援センターだけではなく、地域の一般住民や医療機関やサービス機関、地域団体等が発見する可能性が多分にあるわけですが、そういったような地域や機関、団体との密接な連携をつくり保つことが重要と考えられ、一般住民に対して認知症への理解を広げ、認知症高齢者を包み込んで支える住民の輪をつくり上げるようなことが求められますが、活動はどのようになっていますでしょうか。また、虐待者への対応が必要かと思いますが、受け皿として認知症家族会など、具体的なものはありますでしょうか、重ねて質問いたします。

最後に、認知症で金銭を搾取されている場合の対応について体制はできていますか、お聞きをいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） それでは、安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1番目に、北方町の認知症高齢者の人数ですが、平成22年12月1日現在で把握しております日常生活自立度Ⅲ以上の認知症高齢者の数は122人で、介護認定を受けている方の約3割を占めております。

次の相談通報数であります。相談、また情報提供者と合算した数でカウントしておりますが、平成19年度に1件、20年度に1件、21年度に8件を受けております。また、この3年間に高齢者虐待でかかわったケースとしましては、平成19年度で1件、20年度で1件、21年度は4件のケースにかかわっております。今年度も今月、12月1日時点で4件のケースにかかわっております。この10件中9件が身体的虐待で、あとの1件が介護放棄というような実態です。

また、身体的虐待を受けている9件のうち、身体的虐待だけではなく、経済的虐待や心理的虐待を受けているケースもありました。

3番目の保護先の確保の質問でございますが、これまでかかわりました10件のケースにつきましては、大和園やさはら苑、ケアハウスへの入所、医療機関への入院等で保護を実施したケースもあります。また、介護保険サービスを利用し、関係者が見守ることにより虐待を防ぐことができたケースもありました。

4番目の連携についてであります。現在、北方町高齢者虐待防止マニュアルの作成を進めている状況で、北方警察署、本巢消防署、医療機関、介護保険施設の協力をいただき、虐待に対し迅速に対応できるようにと考えております。

次の地域包括支援センターの住民への浸透力の御質問ですが、御承知のとおり包括支援センターは、今年度から保健センターから総合体育館の楽屋棟に分離、独立しまして、より町民に利用していただけるよう便宜を図ってきたところでありますが、以前に比べますと相談に来られる町民の方はふえておりますが認知度はまだまだ十分ではないと考えられます。そこで今年度は老人福祉センターやいきいき支援センターまどか、福祉運動会、敬老会、また老人クラブ、地域のサロンや中学校の総合的な学習、シンポジウムに職員が出向き啓発活動を行いました。

次の24時間対応の御質問ですが、現在は夜中の虐待や認知症の対応につきましては、役場の当

直より福祉健康課職員及び地域包括支援センター職員が連絡を受け、対応することとなっております。なお、ことし10月からは半年間をかけ、和光会に委託し、無料の24時間相談を実施し、その必要性等を検証しているところであります。

次の地域や機関、団体との連携についての御質問であります。認知症高齢者を包み込んで支える地域の輪をつくるため、一般の町民の方を対象に、来年度、北方町高齢者見守り隊養成研修の開催を検討しております。研修終了後、見守り隊として活動できる方に登録をしていただき、高齢者を見守る組織を養成したいと考えております。

次の認知症家族会の存在についての御質問ですが、現在、北方町には認知症家族の会はありません。今後は高齢者見守り隊を認知症本人やその家族を支える、認知症を支える地域の会としての育成を考えております。

最後に、認知症で金銭を搾取されている場合の対応でございますが、現在のところ搾取されている実態把握はできておりません。仮に事実が判明した場合には、社会福祉協議会を通じて申請する日常生活自立支援事業、もしくは成年後見制度の利用等があります。今後はこの高齢者虐待防止マニュアルの中で、経済的虐待への対応のできる体制を構築すべく考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 事細かく御答弁いただいたわけでございますが、認知症の家族会、結構お話をよその市町でも結構聞くんですね。やっぱりそのうちだけでいろんな悩みを囲ってしまうんじゃないしに、いろんな御家族とそういった悩みを共有しながら、介護の大変さとか、介護の方法だとか、そういう情報交換する場、これは要ると思いますんで、これ一遍ちょっとつくっていただきたいなというふうに思います。

それではちょっと再質問を続けていきたいと思うんですが、これは11月23日の岐阜新聞、仙石氏問責というそのときでしたが、高齢者の虐待が1万5,615件ということで、私が今ちょっと出した数字から比べますともうかなりふえてまして、これ近々の情報なんですね。死亡も最初24ということで発表しましたが、近々で言えば32ということで、もう本当にすごい社会問題になっておるということでございます。

それでお話、ちょっと質問していきたいんですが、きょう、広域連合が出しております、もとす広域連合地域包括支援センター事業報告書、これ平成20年度のデータですが、これから見ますと、瑞穂市は年間で相談件数が605件、本巣市が343件、北方町が702件ということになっておまして、この人口比、それからまた対象の方から見ますと、非常にたくさんの相談を受けておるといことになります。瑞穂市、今職員6人ぐらいでおやりになっておるといこと、1人あたまたま、職員別にしますと大体100人ぐらい。本巣市でも大体100人弱、北方町の職員、今、きょうお聞きしましたら臨時の方を入れて4人でやっておみえになるということ、1人あたまたま大体200件ぐらい、年間で相談を受けてみえるということ、大変、北方町が突出して高い数値になっておるわけです。

この数値をどう見るかということなのですが、本当に包括支援センターの方よくやっておられておると思いますが、この後に虐待の人数もちょっと御紹介しますが、瑞穂市が16人、本巢市が5人、北方町1人なんですね、平成20年度の実績。それから申しますと、日々やっぱりこういうような相談業務に追われてて、こういったようなことがもし仮に相談の目が粗くなっておるのではないかなという気がします。いかにも瑞穂市の16分の1、本巢市の5分の1、少ないのにはこうしたことはないんですが、ということでやっぱり日々日常に追われておって、ちょっとこういったことが、目が行き届かないのかなということで、大変危惧をしております。果たして、今は適正な人数で、適正な件数を処理をされているのか。今の要員で本当に大丈夫なのかなという不安が私はあります。

厚労省のほうで、理想とする件数というのは高齢者の1%、北方町ですと、65歳以上が3,361人でございますので、これから1カ月の目安を計算しますと、大体年間で380件ぐらいがという理想の件数が出ております。大変、700件ということで倍近く処理をこなしておみえになりますので、果たして今の人数でいいのかなと、よその市町のようにもう少し充実されたほうがいいのかという気がします。そのあたりを含めてちょっと御答弁お願いをしたいと思います。

それともう1点。地域包括支援センター、先ほども課長さんのほうから御紹介というか、6月16日に体育館の楽屋のほうに移転されたわけです。電話も当時の保健センターの電話と同じということで、大変混乱するということで、今度は専用電話、大変覚えやすい番号らしいですね。323のゴーゴー支援ということで、323-5540ということで大変覚えやすい電話に変更になったわけですが、実は私の知り合いがちょっと支援困難に該当するケースがありまして、包括支援センターに電話をしたわけなんですけど、この電話が夜8時過ぎだったらしいんですが、何回コールが鳴っても出られないということがありました。それで包括支援センター、休日の夜は一切対応はないのかなということを尋ねられまして、私も夜1回かけてみましたが、電話が無情に鳴り響くだけで、全然そこから先へ行かないという状況が続いておりました。

地域包括支援センターが24時間、職員を常駐して設置する必要はないんですが、そういった電話が転送で自動的に行政のほうにつながる。そういったことをしてかないと、これ緊急の場合、虐待にしろ、深夜徘徊、いろんな事例が出ると思うんですが、そのあたりを含めて、現在どうなっておるのか、今後どうするのか、これ24時間対応。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） まず1点目の御質問で、3人の職員ですけども、ちょっと人数的に大丈夫なのかなというようなことですけども。虐待事例が1件起きますと、大変労力がかかります、その1件に対して。包括の職員だけではなく、役場の職員、また保健センターの保健師もかかわって共同で、今のところはやれておるというような状態でございます。

そして2点目のこの夜間、休日の包括支援センターの対応でございますけども、私ども児童虐待、またその他のいろんな行政への急報ですけども、いつも役場のほうに電話をいただけるものと考えているんですけども、そうしますと休日、夜間も当直がおりますので連絡がつくとい

うことですが、今この323の5540に夜間、休日かけても配送のシステムができてないというお話ですので、ちょっとそれにつきましては検討させていただくか、もしくは役場のほうへの通報を啓発をさせていただくかというようなことで、今後検討をしてみたいです。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） 前は、これかけたら転送になってませんでしたか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 平成18年に包括支援センターができた折から、そういうようなシステムは利用しておりませんでした。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） やっぱり家のほうに地域包括支援センターの、何ていうんですか、案内、こういう電話番号を書いたのがやっぱり張ってあるところが多いんですよね。ですから、ここへかけてやっぱり電話が通じないということになりますと、行政全部が通じないというふうに思われますので、これ何か、転送自動的にできるのか、それとも案内で、もう夜間は今やっておりませんので、役場等への電話番号をおっしゃるのか、そういう流れをつくられたらどうですか。一方通行ということは、やっぱり危険だと思いますよ、これ。どうですか。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） そのように検討はさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） もう1点。24時間対応、さっき和光会を紹介されましたが、和光会と、例えばここへ24時間対応ということで電話された方が地域包括なり、行政のほうと連絡は取り合ってみえるんですか。一方的にここへかけて、全然そういうような事後の報告等はございませんか、これ。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今、検証事業として和光会、10月から3月までをやっております。それで地域密着の小規模多機能、こちらのほうが2月に完成します。そうすると、そのときからその施設のほうで24時間の相談、または訪問介護等の事業が始まります。そっちの和光会に委託する部分とうちの包括支援センターのほうの連携ですが、今いろいろお互い話し合いをもちまして、強化を進めているところでございます。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） よろしくお話を聞きたいです。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。高知県の宿毛との友好の話でございます。

去る11月13、14両日にわたり、北方町ふれあい祭りが円鏡寺境内北方公園におきまして、秋深まる中、紺碧の空の下、盛大に敢行をされました。

この2日間好天に恵まれ、例年を超える多くの市民が会場を訪れ、ステージショー、物販会のバザー、啓蒙のブースなど、多様なお店が所狭しと軒を並べ、まさに楽市楽座を見るありさまで



ありました。

その中で、ことしははるか最果ての南海の地、高知県宿毛市からの出店があり、豊かな海、自然の恵みの幸を海なし県の私達に届けてくれました。中でもすくも湾漁業協同組合婦入部の方が実演販売をされていた鯛めしは絶品で、炊き上がり前はこの鯛めしを求めるお客さんが列をなしておりました。蛇足ながら、鯛めしのいわれは戦勝祈願のお供え物にした後の鯛を料理したもので、吉兆の食と言われております。ほかにも海の幸、山の幸の味覚、深海の秘宝といわれるサンゴの加工品の特産物などが、私達の目を楽しませてくれました。

さて、この今回宿毛市からの出店の経緯は、本年5月12、13両日に同市を北方町文化財保護協会、平田盛夫会長初め12名が土佐藩初代藩主山内一豊の実の姉で、宿毛山内氏の礎を築いた可氏の母である通様こと、北方様の縁で、400年の長い歴史の時空を超えて交流してきており、懇親会において、岡本公文宿毛副市長と原田観光協会専務理事と3人で話をしていた折に、秋の北方町ふれあい祭りにぜひ参加を呼びかけたところ、即決で原田専務が快く受けていただきました。翌日、酒宴の席での話ということでそれだけの話なのかなあと感じていましたら、北方へ帰ってきてほどなく、原田専務理事から電話があり、宿毛と北方の交流のかけ橋をぜひ築きたいという熱い言葉を聞き、感動が私の胸を貫きました。

このような経緯でふれあい祭りに参加が決まったわけではありますが、11月12日午前8時に宿毛を出発し、岐阜に午後7時到着、道中11時間、400年の歴史からするとまたたきくらいかもしれませんが、11時間かけて北方まで来ていただいたその重みは、私だけではなく、だれもが重く受けとめる時間でもあります。原田氏は、予定をしていたすべての物販が終了したとき、ブースの前でやり遂げた爽快感の中で、私にこう言いました。「安藤さんとの約束は果たしました。自分の役割はこれで一区切り、岐阜からのかけ橋、宿毛からのかけ橋、これで両岸から橋がかかったのではないですか」と語りかけ、両手を差し伸べてきました。その手のひらのぬくもりは生涯忘れることはできません。限られた予算、人、距離、日程など、準備、経営のハードルが大変で、高かったであろうに、それらのことはみじんにも顔に出すことはなく、すべてを出し切り、燃焼しきった土佐人坂本竜馬を彼に見ることができました。

一方、北方町文化財保護協会では宿毛の出店に呼応する形で会場の一角に展示ブースを設け、縁もゆかりもあるじやないか北方と宿毛というキャッチコピーを示し、展示パネルによって北方様、北方合戦、宿毛城主、高知県宿毛市の地図などによって、北方町と宿毛市との歴史的つながりの紹介に努め、一人でも多くの町民に知っていただこうと、協会全員が交代で説明に声をからしました。

昨年12月の定例会の一般質問で宿毛市と北方町が友好関係を築き、将来的に友好都市を目指す交流を深めていかれるのはいかがでしょうかとお聞きをいたしました。町長はまず民間交流から始められたらいかがかとご答弁されました。それから、ちょうど1年、その中で宿毛と北方の交流が民の力、草の根で始まりました。また、安藤伊賀守守就の戦死地並びに北方城址、北方様の石碑の整備が順次進められ、機運はまさに今高まってきております。

一度、町長、北方町長として400年の時空を超えて、北方町の城主として宿毛へ訪問なされてはいかがでしょうか。文化、教育、観光、経済など、幅広い分野で交流を目指すことの友好協会などの設立準備会の立ち上げによって、交流への踏み石を1つ、2つ進められることをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 安藤議員には、今回の宿毛市との交流について、並々ならぬ御尽力をいただきまして、その端緒をお開きをいただきました。まさに行動する議員としての面目躍如たるものがありまして、敬意を表する次第でございます。

さきの未来タウン北方ふれあいまつりも、宿毛市観光協会の原田専務理事を初めとした7名の代表に、我が北方町にお越しをいただいて交流を深めることができたことは、非常に意義深いものであったというふうに思って感謝をいたしておるところでございます。

私は6月議会でも申し上げましたが、交流は民衆レベルのものでなくてはならないと考えておるわけでございます。そのためにも自治体同士のみでなく、多様なルートを用いながら住民同士、つき合いを深めていくことが極めて重要であり、有効だと思っておるわけでございます。

かかる観点から議員御提案の交流、有効組織発足へと発展させることは望ましいことだというふうに思っておるわけでございます。したがって、住民参加の視点からも民衆レベルを活発化させて、真の交流の場とする環境づくりを目指す必要を強く認識をするものであります。

かつてもそうでありましたように、ともすると、この種の交流、親善は行政主導で行われておる例が非常に多いわけでございます。息の長いおつき合いをするためには、あくまでも民間主導であることが必須の条件だと思いますので、その前提での行政としての応援やお手伝いは積極的にさせていただきたいと思っておるところでございます。

したがって、せんだってのふれあい祭りの交流というものは非常に有意義でございましたが、こうした民間同士の交流をさらに深めていく中で、お話がございましたような北方町と宿毛市との友好都市関係というものをつくっていくきっかけをつくればいいなというふうに思っておるわけでございます。

くどいようでございますけれども、やっぱり大衆の組織によって、まず地域の住民ごとの深まりを広める必要があるというふうに思っておりますので、ぜひそういう作業をこれからも進めていただきたい。その上で、そういう環境が、そして機が熟しました時点では、ぜひ私も北方の代表として、町長として、宿毛市を訪問をさせていただいて、友好都市の関係が結べることができればいいなというふうに思っておるわけでございます。現在の段階ではまだ行政当局、つまり宿毛市の意向も直接私ども接しておるわけではございませんから、私どもの担当も含めて、民間の皆さん方と一緒に向こうの意向も確認をしながら、友好関係が前進するように全力を挙げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 安藤君。

○2番（安藤浩孝君） ありがとうございます。

それなら最後に、これ伊賀様、伊賀守様の15代後の今の当主ですが、これもちょっと個人的に手紙を、朗氏様からいただきまして、その中からちょっと抜粋をさせていただきますが、先般のふれあい祭りのフェスティバル、まことに歴史に見る御縁とは深いものを感じます。歴史とは点ではなく川の流れのようだと体感をしました。宿毛との御縁、交流がさらに深まり拡大することを心から祈念してやみませんという、長い中で一文の中からちょっと抜粋させていただきましたが、まさに伊賀朗氏様が言われる、そのとおりでございますので、私もこれから全力を尽くして、交流を一層深める努力も行動もこれからしていきたいと思っておりますので、その節にはまたひとつよろしくお願ひしたいと思ひまして、私からの一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 次に、福井裕子君。

○5番（福井裕子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ここで一般質問をさせていただきます。

まず1つ目におきましては、11月26日、国におきまして平成22年度補正予算が成立いたしました。総額4兆4,292億円に上る補正予算は、残念ながら円高不況にあえぐ日本経済に対する危機感のなさから、デフレ脱却、そして景気回復には迫力不足が否定できません。しかし、医療対策費の中での疾病対策費として追加されました1,200億円余の中に、疾病対策の推進を図るため、都道府県が設置する基金に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を交付することにより、地方公共団体が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するために必要な経費1,085億円余が計上されたわけでございます。

子宮頸がんは予防法を確立した唯一のがんであり、細胞診とHPV検査を併用する精度の高い検診とワクチンの両者によって根絶が期待できるとされております。検診については、昨年度の第1次補正予算で20歳から40歳までを対象に5歳きざみの無料クーポンが具体的にされております。昨年度の子宮頸がん検診受診率は、20代で2倍から4倍以上にアップしたことが、医療関係者による子宮頸がん征圧をめざす専門家会議の調査で明らかになったとされております。そして今回の国の補正予算で、国費による公費負担が実現することとなり、検診とワクチンの両輪の公費負担が用意されることになりました。

北方町はこれに先立って、23年1月より子宮頸がん予防ワクチンが実施されることになり、積極的な子宮頸がんゼロを目指しての思いは高く評価されるでしょう。

また、さきに述べましたヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの国の予算計上に対しまして、当町、北方町の受診接種への取り組みをまずお伺いいたします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの福井議員の御質問でございますが、国の2010年度補正予算が11月26日に成立しました。これには子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が含まれておりまして、国にあっては今月の9日に全国都道府県担当者会議を開催し、そ

れを受けて、県では速やかに市町村、地域医師会及び保健所等を対象に説明会が開催されるというお話でございましたが、昨日の県のほうの通知で、来週の月曜日に県の医師会のほうでこの説明会が開催されるということになりました。

このヒブワクチン、また小児用肺炎球菌ワクチン予防接種はゼロ歳から4歳までを対象に3回から4回接種するもので、県の調査では、県下でも来年度から相当数の市町村が実施予定としているところで、当町としましてもその方向で考えておりますが、さきの説明会で国の制度の概要等わかり次第、また詳細について検討することとしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（井野勝己君） 福井君。

○5番（福井裕子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、学童保育につきまして質問させていただきます。

まず最初に、毎年実施されております少年の主張大会、私も大変楽しみな行事の1つであります。私も子育てのころ、強制的に参加させられてできる限り大会に来ているのが現状でございました。残念ながら我が子は一度も発表することもなく卒業いたしました。しかし、毎年発表される子供たちの主張で感動したり、我が子育てを振り返るよい機会をいつもいただいております。子育ては家族、学校、地域、友達と多くの人たちではぐまれているものだと、つくづく感じさせられる1日であります。またここ数年、企画等に努力もうかがえることを感謝いたしております。来年も楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。これは余談でございましたが、質問に入らせていただきます。

さて、当町も子育て環境の充実策として、各小学校では学童保育事業を実施されております。昨年までは学童保育を希望する人数に対しまして、利用できず、苦情も多く出ておりました。本年よりスペース確保もされまして、希望者に対して充実に利用していただく体制をとられたことは、働く女性にとって安心して働け、子育てができる状況と、一歩近づけたと考えます。

しかし、長期休日の場合の始業時間に問題があると思います。働く親は子供たちを送り出してから、家の安全を確認した後にできることなら出勤したいものでございます。そんな状況から、子供たちは親の出勤時間に合わせて家を出ると察します。そうした朝9時から始まる校門の前で、子供たちが待っているわけでございます。歩道、車道では、危険な状況を目にするときもあります。実際、車を運転してみえる方からの要望もございましたし、親御さんたちからも何とか始業時間を早めてはどうかという話もございました。

そこで、始業時間を少しでも早くできないかと質問させていただきます。ちなみに周辺の始業時間、始まる時間を調べてもらいました。これは、岐阜市は長期に関してですけれど、8時15分から17時まで。そして瑞穂市は5カ所の場合、8時半から16時。そして2カ所では7時半から18時。そして本巣市の場合も8時から18時というような状況でございます。学童保育の充実とともに、子供たちの安全と安心の確保に努めていただきたいと考えますが、教育長さんのお考えを伺います。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 学童保育の件の前に、少年の主張大会を評価していただきましたので、お礼を申し上げながら、担当職員、これは総務課とそれから教育委員会、学校関係者の3者でつくっておりますので、担当職員のほうに今のお話を伝えておこうと、こういうふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、長期休業中の学童保育の開始時刻を早めてほしいということについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

学童保育につきましては、これまでに預かり時間の延長、それから定員枠の拡大、あるいは緊急時の受け入れ枠の設定などを行うなどしまして、安全・安心な居場所づくりに努めてまいりましたところでございます。

こうして拡大はしてまいりましたけれども、私、平成21年、ちょっとさかのぼりますけれども、3月の議会の際にも答弁させてもらっておりますけれども、本来、子供の養育というのは保護者の惜しみない愛情をかけて育てることが大切であると、こういうような答弁をさせていただいたというふうに思っております。今日の様子をしてみると、我が子の養育、あるいは指導というのが、親の都合という理由から、次第に他人任せになっていくという傾向を養育という、まあそういう傾向がございまして、養育という観点から見ますと、心配せざるを得ない。こういうふうに今思っております。あくまでも子育ては、できる限り親の手でというのを基本に置きたいというふうに考えております。

こうした立場からしますと、学童保育を親さんが安易に利用する、あるいは行政が安易に拡大をするということについては十分配慮する、あるいは慎重を期さなければならない、このように思っているところでございます。

今回、議員の御指摘の開始時刻につきまして、それでは北方の実態はどうかということについて調べてみました。そうしますと、早朝の学童保育を必要と思われる子供たちは、これは指導員からの聞き取り調査でとらえておりますけれども、北方小学校は5名、それから北方西小学校は2名、北方南小学校は5名という実態でございます。

そういうことがわかりましたので、働く親御さんが安心して仕事に専念できる環境、あるいは児童の安全な居場所を整える1つのあり方といたしまして、開始時刻を少し早められるように前向きに検討をして、来年度から実施をしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） ありがとうございました。

今お聞きした早朝の保育を希望されている方というか、必要と感じておられる方の数が思ったより少ないのにびっくりいたしました。ただ、やはり先ほど来、教育長も言われましたように、やはり安全という形を私は考えたわけなんですけれども、学童保育の充実とともにやはり子供たちの安全と安心の確保に努めていただきたいというふうに思います。そして介護もそうなんですすけ

れど、やはりうちで1人で、老いたら、私たち介護する者、そしてあと親たちにとってはとてもやはり心配な、不安な状況が続くわけなんですね。本当に少ない人数では、今調べた中でありましたけれど、やはりそういった不安とか心配等を取り除いていただくためにも、来年度から実施されるとお聞きしましたので、何とぞよろしく願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔「暫時休憩してください」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

---

再開 午前10時22分

○議長（井野勝巳君） それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、日比玲子君。

○9番（日比玲子君） 皆さんおはようございます。一問一答形式でお願いをいたしたいと思えます。議長のお許しをいただきましたので、私は一般質問をしたいと思えます。

まず初めに、アンケートというのを皆さんに配付をしていただきたいと思います。それからお話を進めていきますので、お願いします。

今、渡されました表は、私がそれぞれまとめて何とか1枚の表にしたものであります。これは岐阜県の社会保障推進協議会が、岐阜県の中で42ある市町村に自治体アンケートをとりました。その結果をまとめて、こんなふうに送ってきたわけですが、その中から抜粋してこうした表をつくってみました。

それではまず、がん検診率のアップについてをお尋ねをしたいと思えます。この表に見られるように、北方町はすべての検診については受診目標が記載をされていないわけですが、これに対してやっぱり私は目標があって初めて、その目標を目指して行動することができるのだと思えますが、まず目標を定めるべきではないかということで質問したいと思えます。

これは医療構造改革における医療保険者の役割分担として、高齢者の医療の確保に関する法律、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準ができました。それで20年の4月から保険者に対して、特定健康診査、これは40から74歳や、その特定健康診査をした、その結果によって、今度は保健指導の実施が町に義務づけられたわけでありまして。そこで国の示す目標値は、特定健康診査の実施率は65%、特定保健指導の実施率は45%、メタボリックシンドロームの減少率を10%という目標を掲げているわけでありまして、もしこれが実施できなければペナルティがかけられるということになっていきますので、この表を見る限り、非常に北方町は31.5%ということで、低いと言えれば低い。だけど、65%まで持っていくには大変開きがあるんじゃないかと思えますので、この受診目標をすべてに持つことによって、いろんな引き上げができるのではないかと思えますので、その受診目標をお聞きをしたいと思えます。

そこで、まず北方町がこのアンケートに答えた結果ですが、胃がんについては岐阜市がワーストワン、2番が北方町です。肺がんは、まだやってないということになります。子宮がんに関してはワーストファイブ、それから乳がんはワースト1、ワンですね。マンモグラフィーに関してはワーストツー、それから前立腺がんに関しては岐阜、2番目が北方、非常に低い受診率になっているわけです。

そして、こうした受診率が国保税への影響を私は大変及ぼしているのではないかとということで、質問を続けていきたいと思えます。北方町の検診は先ほど言いましたように、胃がんで受診率は4.3%、大腸がん検診は8.5%、子宮がんでは10.4%、乳がんでは1.4%、マンモグラフィーというのは15%にもなっているわけです。先ほど言いましたように、受診率は非常に岐阜県の中でも低いところにあります。これでは国民健康保険の全県下で1人当たり10万円を超しているところが、自治体がたくさんある中で、何と北方町は10万5,676円になり、県下で5番目にも高い国民健康保険税になっているわけであります。飛騨市を見てくださいれば物すごく、あれは山のほうだと思えますが、検診率がずば抜けて高い。そして国民健康保険も1人当たり6万7,690円、これは2番目になると思えますが。こういったそれぞれの地域性とか、特性とか、そこに住んでいらっしゃる方の意識とか、いろんな問題が加味されてこうした結果になると思えますが、やっぱり受診率を少しでも高めることがとても大事ではないかと思っています。

例えば、胃がんの全摘という手術をやった場合には、聞いた話ですと、70万円から80万円かかるそうです。人工透析は2日で1回、1日4時間かかるということです。これは週に、2日で1回ですんで、週に3回はやらないといけないということで、寒冷地であるとか、北海道とか、山のほうだと雪が降ったら来れないとかいうことで、アパートを借りたりとかして、そういう形でこの人工透析を受ける人がいらっしゃるそうでありますが、これが入院した場合が大体月70万円から80万円かかるそうであります。こうしたことを考えたときに、莫大な費用が、こうした高額医療費は別にありますけども、たくさんの方がかかりますので、やっぱり私は検診などの予防に力を注ぐことがとても大事だと考えています。例えば、肺炎球菌ワクチン接種を例えば8,000円としても、肺炎で入院をした場合には100万円かかるそうであります。そうしたことを考えたときに、ある程度の試算ができるのではないかと考えています。

北方町の国民健康保険条例の第11条に、保険事業が4つ挙げられているわけでありますが、何としてもこうした予防医学を徹底して、国民健康保険税を払える保険税に、ちょっとあれですけども、安心してかかれる医療にするためにもやっぱり受診率を上げる。そのためには皆さんの意識の啓発などもとても大事になってくると思えますので、ぜひそうしたことを進めていただきたいと思えます。それで国保税の影響は、例えばこういった受診率をどのくらい上げれば、どういうふうになるかというある程度の試算はできるのではないかとと思えますので、お尋ねをいたしたいと思えます。

そしてこの表の中でも、肺がんと歯周疾患の実施が北方町ではされていないわけでありますが、北方町では結核のレントゲンは無料でやれていますので、その辺でわかってくるかもしれません

が、喀たん検査というのはやっていないわけでありますので、こうしたこともぜひ肺がんと、それから喀たんも含めて、歯周疾患の検診をぜひやっていただきたいと思います。

それからもう一つは、特定健診料についてであります。この表では1,500円になっています。それで、これは自治体アンケートでも1,000円でしたが、町の衛生カレンダーを見ますと1,000円になっているということで、1,000円ということにはなります。そうしますと、大体どこも800円から1,000円ぐらいが主体になっているわけですが、もう少しこういった特定健診を受ける人が40から74歳、一番病気にかかりやすいといえればかかりやすい年齢ですので、もう少し引き下げることはできないかということでお尋ねをいたしたいと思います。以上です。まず1問です。お願いします。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの日比議員の御質問でございます。各種検診の受診目標等でございますが、先にお断りいたします。ただいま配付されましたアンケート調査につきましては、この一覧表以外にも多岐にわたる質問内容でありまして、各課の担当者の段階でそれぞれ所管部分の回答をしており、その段階で漏れ等があり、大変御迷惑をおかけしました。申しわけありませんでした。

そこで、特定健診であります。北方町特定健診等実施計画におきまして、平成20年度から24年度までの実施目標を定めております。平成20年度は40%、そこから始まりまして、目標年の24年度には65%としております。次に、各種がん検診であります。これは平成20年3月策定の北方町健康増進計画にそれぞれの実施目標を掲げております。この計画は、平成27年度までの8年間の計画で策定しております。その中で、がん検診についての達成目標は、それぞれ20%としております。また、歯周疾患につきましては50%を受診目標としております。

そこで、実際の受診率はといいますと、今紹介のありましたように、まだまだ低い受診率で推移している検診もありまして、今後どのような対策をとっていくかということで、ことし6月の定例議会の一般質問にもありました答弁と同様になります。これまでの周知方法はくらしのカレンダーへの掲載、医療機関へのポスターの掲示、節目年齢の方への受診勧奨はがきの郵送等に加え、より受診に結びつくような周知方法や啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、今、質問項目が4項目ありまして、私のほうから各種検診目標と、肺がん、歯周疾患の実施についてをお答えさせていただいております。肺がん、歯周疾患の実施についての御質問にお答えをさせていただきますが、肺がんにつきましては、65歳以上の方については結核レントゲン検診で代用させていただいております。なお、肺がん検診では、レントゲン検査に喀たん検査を併用する必要がありますが、業者のほうによりますと、このたんの採取がうまくできない人が多いということ。よって、検診の事後指導の折に、予防対策としての禁煙を勧奨しているところであります。

次に、歯周疾患につきましては、町としての検診の実施はしておりませんが、町内には多くの



歯科医院があるため、年1回の検診を受けられるように広報誌等で勧奨しております。なお、特定健診受診者に対する受診票問診欄を利用した調査結果によれば、この受診率は39.5%であります。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 私からは日比議員お尋ねの各種検診による国保税への影響について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

北方町の健康増進計画の全年齢の死亡原因を見ますと、第1位のがん、第2が心疾患、第3位が脳血管疾患で、3大生活病が全体の約55%を占めております。この順位と割合は岐阜県、全国とも大差はございませんでした。また、この状況は10年間ほとんど変わっていないというところでもあります。

日本対癌協会の資料によりますと、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんなどは、それぞれ特定の方法で行う検診を受けることによって早期に発見でき、さらに治療を行うことで死亡率が低下することが科学的に証明されております。欧米ではがんによる死亡率が頭打ちになり、もしくは減少しておりますが、その日本との違いは検診の受診率にあるのではないかと考えております。

国民健康保険の統計の平成20年5月の65歳以上の方のがんの治療費は1人平均、1日7万1,913円、月30日で換算いたしますと215万7,390円かかっているということでございます。これが早期発見されれば、かなりの医療費が軽減されるというふうに思っております。

また、一般に糖尿病、これは非常に大きいわけですが、年間の医療費は糖尿病予備軍、3カ月に1回検診を受けるというもので年間2万円、糖尿病になりますと内服治療で30万円、もっと進行いたしますと内服治療とインスリン注射で60万円、そして合併症併発となりますと、人工透析になりまして600万円を要すると言われております。仮にこの糖尿病を予防できれば、年600万円の医療費を節減できるということになるわけでもあります。

ただ、多くの学者が検診と医療費の相関関係を研究しておりますが、まだ確定的なものはないため、お尋ねの各種検診による国保税への具体的な医療費の節減額は、まだ残念ながらわかりません。これらの生活習慣病への対応については、早ければ早いほど治療に対する負担を大きく軽減でき、保険税を下げることができることは間違いのないと思っております。

治療において、生活習慣病の占める割合が多いことから、健康な人生を送るためにも、また医療費削減の上でも、生活習慣病予防のための検診、保健指導が大切な取り組みであると考えているところでございます。

次に、特定健診における個人負担の引き下げについてお答えをしたいと思います。

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方については、従来実施していた基本健診にかわり、国保の保険事業として、平成20年度から特定健診を実施しております。これは、疾病の発生の予防、病気の早期発見による重症化の予防、療養後の健康指導を行うものであり、特に内臓脂肪型肥満に着目し、糖尿病等を減少させることを目的とした重要な事業であります。

また、生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好な機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導も行っているところであります。

医療保険の保険者としては、その結果として、医療費の節減をもたらすものとして大きな期待をしているところでもあります。

この特定健診は、もとず医師会と1検診9,502円で契約しておりますが、お尋ねの個人負担については、同様の契約をいたしました瑞穂市、本巣市と協議の上、個人負担1,000円と決定したものであります。したがって、北方町が特に高い、安いということはありません。検診費用の約9割を保険者が負担しているという状況でございます。

仮に、この個人負担額を下げた場合は、その分については国民健康保険を上げることにつながり、結局は被保険者の方の負担となってしまいます。

今後、検診内容等の内容の変更があった場合は、その内容をかながみ、個人負担額についても検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今、答弁をお二方からいただいたわけですが、いろんな計画に基づいてこうした目標が定められてると言われたんですけども、非常に、それに到達するのかなという疑問はあるわけですけども、広報でお知らせをしたり、いろんな老人会でお話をしたりとかされるわけですけども、やっぱり個人個人の意識の啓発をしていかなければ、なかなか受診率は上がらないのではないかと思います。

そして、65歳になればインフルエンザは1,500円で受けられるわけですけども、それも昨年受けた人には通知が来るわけですけど、受けなかった人には何の、広報でお知らせをするでいいという町の考え方ですけども、何らかこう、あなたも受けてこのインフルエンザ、例えばインフルエンザにならないようにするために何か手だてはないかなという思いはしていますので、ぜひ今後こうした目標に向かって到達できるように、ぜひお願いをいたしたいと思います。

そして、次は子育て支援についてであります。その中で、3番のところで乳幼児医療費の無料通院をせめて小学校卒業までとなっておりますが、これは行き違いでありまして、一応中学校卒業までということで、小を中に直していただくようお願いをいたしたいと思います。これは月曜日の日に打ち合わせのときにはお話をしたんですが、事務局のほうに言うのを、私が言ってなかったということになりますので、ぜひお願いをいたしたいと思います。

では次、児童虐待についてであります。

親の虐待によって子供の命が奪われる悲しい事件が後を絶ちません。その相談は増加をし、またその虐待は深刻化する一方であります。私はこの虐待については最近のことかと思っていたわけですが、世界においては何と1874年、イギリスのメアリーエレン事件というのがあったそうあります。そして日本でも戦前、昭和8年に児童虐待防止法があったと言われております。これは子供たちの命とか、安全を守るというのではなくて、あのころは昭和8年ですので、戦争中かど

うか知りませんが、人身売買を防ぐためのこうした児童虐待防止法があったそうでもあります。

そして、その後いろんな改正がなされたわけですが、児童虐待防止法や児童福祉法が改正されました。その改正によって市町村が子供に関する相談の第一線の機関として位置づけられ、児童相談所はより専門的なことをするようになりました。児童相談所や福祉事務所に加えて、市町村にも通告先の1つとして位置づけられ、もっと緊密な連携が図られるようになりました。

では、どんな虐待があるのかといいますと、先ほども出ましたけど、身体的な虐待、ネグレクトといいます、育児を親が放棄するネグレクト、そして3番目には性的な虐待、4番目には情緒的な虐待、大体4つあると言われていました。

昨日の日経の夕刊によりますと、2009年度対応した児童虐待数は4万4,211件、10年前の3.8倍、相談所の相談をする児童福祉士、そしてこれだけふえたわけですから、その児童福祉士の数は若干ふやしたけども、本当に対応しきれない、負担が非常に大きいということで、94%の児童福祉士がそういう答えを出しているわけですが、もう児童相談所と市町村のこの役割分担というのがなかなかうまく連携がとれていないということも、このアンケートの結果からも出てきたそうでもあります。

今まで、こうしたなかなか虐待をしていることは目に見えないわけですね。身体的なものであれば、あざだとか何だとかで、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、言語でやるとか、いろんな問題があるわけですけども、そうしたところに小学校、あるいは中学校、そして保育園やいろんなところで、そういう発見がされてもなかなか言えない。そういうのが今の日本の現状ではないかと思っていますが、やっぱりこうした虐待防止法ができて、通報する第一はやっぱり役場の市町村の窓口になると思いますので、その辺、児童虐待について、これについても書かれていなかったのも、私は町としては、窓口の業務として一応受け付けて、そして児童相談所などに連絡はしてると思いますので、そのことについてお尋ねをいたしたいと思います。

次に2番目ですが、就学援助に対する民生委員の証明は不要ではないかという問題であります。

県内の42市町村の中でも、北方町には非常に貧困の差があり過ぎると思っています。この就学援助率で一番多いのは中津川市の14.4%、岐阜市が13%で、北方町が13.6%、山口市で13%、あとの市町村は数%台を維持しているわけですが、ちなみにこの北方町の就学援助の推移ですが、2007年に240人、2008年で225人、2009年で255、2010年で、ことしになります246人で、13.6%です。

そこで、民生委員の就学援助に対する証明、この就学援助に対する紙といいますか、申込書というのは、ある地域によっては全員に配られるわけですが、町としてはそういうことをやっていないわけですけども、これに対して、この法律が改正されて、民生委員の証明は不要だということに改正されたわけですので、いまだにこれを続けているということですので、ぜひこれは法律が変わったわけですので、証明は不要にすべきではないかと思っています。

次は、乳幼児医療費の通院を無料に、中学校卒業まで拡大してほしいという問題であります。この問題については4人の議員が質問をいたしました。私もこの問題について、たびたびこの会

で質問してきましたが、室戸町長はやらないということでありました。

北方町は入院に関しては中学校卒業までなっています。県下の市町村では、大体入院も通院も大部分が中学校卒業までになっているわけであります。42ある市町村の中で、ただ1町のみ県と同じやり方、それがいいのかどうか。親さんの多くの、子供を持っている親さんから、何とか北方町やってもらえんかということが声として上がってきているわけですので、ぜひ考えていただきたいと思います。

ある本を読んでいましたら、高校までこの医療費を無料にするというところもあるとあって私は驚いたわけですが、その中で北方は社会福祉関係が非常におくれているということで、ある方がまあ北方に住めへんで、あるところに引っ越しをされて、現に言われたわけでありますが、本当にそうなのかなということを実感をしているわけであります。北方町の持ち家はわずか52%、48%の方がついの住みかではないので、子育てがしやすい場所へ移動していくことになってしまうのではないかと考えています。せめて、県内どこに住んでいても同じような条件があり、子供たちに命の格差があってはならないと考えています。

この医療費の通院の無料について再度お尋ねをいたしたいと思います。なぜやらないのか、やれないのか。以上です。

○議長（井野勝巳君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの御質問の児童虐待の対応でございますが、9月定例議会でも御質問があり、同じような答弁になって恐縮でございますが、お答えをいたします。

児童虐待の通報は、町のほうへはたびたびあります。通告の主なところは近隣住民、民生委員児童委員、保育園、学校といったところになります。そして、虐待の程度もさまざまですが、そのレベルによって対応方法や機関が異なることになります。必要に応じて、ケース会議を開催しますが、軽度なケースであれば町の福祉健康課、教育委員会のほうで対応をしまして、中度、重度となりますと、県の岐阜中央子ども相談センターに必ず送致をしております。また、場合によれば、北方警察署生活安全課が加わることもあります。具体的な対応につきましては、在宅指導、また一時保護、施設措置といった親子分離にも発展することがあります。

今年度、北方町で確認しておりますケースは、さきの定例会の折と同じ件数、まだ4件でございますが、いずれもネグレクトに起因するもので、これらのケースについては在宅指導を継続しております。

次の就学援助にかかわる御質問は、後ほど、教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

また、次の乳幼児医療費の無料化を中学生までにの御質問にあつては、町の大きな政策であり、今までも町長が何回も答弁をさせていただいておりますので、今回も町長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） それでは、私のほうから就学援助に対する民生委員の証明は不要では

ないか。という御質問にお答えいたします。

就学援助に係る民生委員の所見の必要性についてでございますが、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令が一部改正され、平成17年4月1日より施行されております。これにより、準要保護者に対する国の補助が廃止されましたが、学校教育法では経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助をしなければならないと規定されておりますことから、当町では、北方町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱に基づきまして就学援助事業を実施しているところでございます。

この要綱の第4条第2項の規定により、申請書に学校長または民生委員の意見を付していただくことになっております。しかし、対象家庭の実態は、家庭訪問等を行う学校が状況をよく把握していること、また、民生委員の方々の負担軽減を図ることから、既に今年度より学校長に意見を付していただくことになっておりますので御承知ください。なお、場合によりましては、就学援助の認定審査がより実際の生活状況に即した公平で公正なものとなるよう民生委員の方々の御意見を伺うこともありますことを御理解いただきますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 日比議員から医療費の無料化について、たびたびの御質問でございます。

今度は課長のほうに御質問でございましたので、私ではちょっといかんかもわかりませんが、課長が幾らやるといっても、私がやりませんと言ったらできないことでございますから、私から答弁をさせていただきたいと思っております。

何度も御質問をいただいて大変恐縮に思っておるところでございますが、この問題は平成21年12月の議会で、安藤議員からも御質問をいただいてお答えをさせていただきました。自画自賛で恐縮でございますが、あの答弁が私にとっては至言の答弁であったと思っておりますから、ぜひ議事録をもう一度ごらんをいただきたいと思っておるところでございます。

やはり、これに同意をいたしますには、私が繰り返し申し上げておりますことを御質問いただく側から論破をしていただきませんと、私の考えは変わらないわけでございます。ぜひ、説得力のある御質問をいただきたいと思っておるところでございます。

ただ、子供の医療費に金がかかるから行政や国が金を出せという論法は、これは子供のおねだりと一緒に、欲しい物を買ってくれということと一緒になんです。繰り返して申し上げますけれども、日本は世界に類を見ない、国民皆保険制度というものがあるわけでございます。

御案内のように3割医療費の負担をすれば治療ができるというシステムになっておりますから、風邪や腹痛程度の病気なら、医療費が本当に払えんのでしょうか。これほどぜいたくな暮らしをしておる中で、子供の医療費が払えんなどという、その程度のですよ、医療費が払えない家庭がもしあるとすれば、それはもう生保の制度で応援をさせていただくということが、まさに正道でありまして、行政が医療費を負担をするなどということは、私の頭の中には想像できないことで

ございます。

支給ができない理由が、根拠があるのかという御質問だったというふうに思いますけれども、日比さん、大変恐縮でございますが、きょうまでいろいろ前進的などいいますか、前衛的な福祉政策の御質問をいただきました。ちょっと気になりましたので、いろいろ調べてまいりました。幾つかある中で、例えば、子宮頸がんのワクチンの問題、熱中症の対策の問題、それから生活支援センターの改修、モチノキの問題とか、それから乳幼児の今言っておる医療費の問題とか、新型インフルの問題と、妊婦の検診の問題とか、成人保険の問題だとか、いろんなことを御提案をいただいております。気持ちはそういう議員の立場ですから、住民のそういう要求をこの議場でひれきをされて行政に反映をさせようという使命感は評価をさせていただきますけれども、おおざっぱに言って今まで出されたのを、概算で、あなたのおっしゃるとおり出しますと、3億7～8千万円かかるんですね。

大変恐縮で失礼かもしれませんが、会計というのは入ってくるお金と支払う金のバランスで成り立っておるんです。支払う金が入ってくるお金より大きくなったら赤字ということになるんですね。企業で言ったら倒産ですよ。あなたの要求はいつも支払うほうばかり。入ってくる努力というものは、どういうふうにしたら、その財源を確保することができるかということもやっぱりお互いに、私は行政の立場ですし、議員さんも議会議員として行政に深くかかわっていただいて、大変勉強をされて、この議会の中でも1、2を争う優秀な議員さんでございますから、そこんところをぜひ考えて議論をいたしませんと、土俵が一緒やないわけですよ。

これ、もしこのまま御希望どおりにやっていると、一挙に3億円も4億円も支出がふえるわけですね。この間うち、後ほど、田中議員も質問がありますが、政策審議会の議論を重ねておりました。ことしの政策審議会は非常に若いお母さん方が参加をしてくださいますして、日比さんと同じように医療費を無料化してくれ。町長さん、医療費を無料化しないと、私の友達は北方町から無料のところへ転居したいと言ってます。すると北方町の人口は減ってってしまいますと、そういう人口対策からしても医療費は無料化したほうがいいですよという、本当に真剣な御意見をお聞きをしました。

ここで、ちょっと言葉はすぎますが、素人である、そのお母さんの無料化論と、それから日比さんとの違いは、そのお母さんはもう財政の厳しいのはわかっておりますと。だったら、町長さん、第3子からの今、うちは単独で、町単事業として、第3子からの義務教育費の無料化をやっておりますね。これがよく調べていっしょって、約2,000万円かかるでしょうと。これをやめて医療費無料化してくださいとおっしゃってるんです。私は一般の人でも、そういう前向きな検討をさせていただいておるわけですから、ぜひ議員さん、こちらで出せというのなら、節約するほう、入ってくるほうもしっかり研究をして、私どもをうんとうならせるような御質問にしていきたい。

ただ、よこせ、よこせだけでは、財政を預かる立場といたしますと、たちどころにこの町の財政が破綻をすることを考えると、私の時代だけではいいですよ、4年間やらせていただくだけで

すから、4年間のうちさえ、健全というか、収支が合えばいいわけですけども。長い目を見たときに、一たん制度化いたしますと、なかなかやめたとはいえんわけでしょう。そういうことを考えますと、やはり医療費の無料化という問題については非常に慎重にならざるを得ない。

それから、先ほど教育長からもお話がございましたように、やっぱり子育ては親の責任です。それから、みずからの健康は自分に管理責任があるんです。子供たちにはその管理責任能力はありませんから、子供たちの責任は親の責任なんですね。子育ても行政でやれ、病気になったら医療費も行政が払い、そのうちに御飯も食べさせよという議論が出てきてしまいますね。まさに安藤議員の質問にお答えをしたように、私どもは歴史に学びましょう。ローマ帝国がなぜ衰亡したか、大英帝国がなぜ衰亡したか。そういうことを考えて質問をされませんと、同じ質問を繰り返されましても、私どもも何とか誠実に答弁をさせていただきたいという立場でございますけども、答え切れない。ぜひ私と論争するときには、それにまさる議論をお願いをいたしたいと思います。以上であります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 町長のお説はいつも伺っていますのでよくわかりますが、3月の議会の中には、では補助金の見直しとか、そういうものについて入りの分をやりますので、ぜひお願いしたいと思います。

〔「わかっとならへんで同じ質問するんや……」の声あり〕

○9番（日比玲子君） そんなことないじゃない。

子育ては親の責任と言われましたけども、あなたが後援会の事務所を立ち上げたときに、岐阜新聞によりますと、子育て支援と都市環境の整備をして、安心して皆さんが住んでいただけるようにするというのが載っていましたが、では子育て支援をどういう形でやるのかということが問われると思います。南のほうに児童館をつくるかというのがまあ若干載っていましたが、そういうハード的なものばかりつくるのではなくて、やっぱりこれからは、北方町は狭い地域でありますので、経済効率は非常に高い。ほとんど整備はされてきているわけですので、新たにまた十六銀行の跡地を3,000万円を買う。その分を私は試算してきましたけど、回せばこれだってできるわけじゃないですか。岐阜県の中でたった1つだけ、いつまでもいつまでもこういう形でやられとる。やっぱりこの子供たちの命に、私は格差があってはならないと思いますので、その辺はぜひお酌み取りをいただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○9番（日比玲子君） まだ質問してますんで。

虐待のケースのことについては、ぜひこれからもこういう形で進めていただきたいと思います。このアンケートなんかにはやっぱりきちっと答えていただかないと、質問することになりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

はい、町長答弁してください。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 重要なことをおっしゃいましたので、私の考えておる子育て支援をちょっとお話をしますとね、医療費をただにするとか、子ども手当を支払うとかいうのは、私は子育て支援じゃないと思うんです。子育て支援というのは、今言ったように児童館をつくったり、保育料を安くして安全な場所で子供が預かれるようなシステムにする。そういう制度をつくるのが、そして若いお父さんやお母さんが子育てをしやすくする。こういうのが子育て支援なんです。

ここんところを多くの皆さんは間違えていらっしゃるのね。それから福祉だといって、医療費無料化にすると、いつかも言いましたが、また同じことをと言われるかも知りませんが、お年寄りの医療費の例を見てくださいよ。ただにしたら、どんとふえて財源がやっていけなくなって、今はどうなんですか、3割よこせという。よこせと言ったらいかんけど、負担せよという時代になってきてるんですよ。つまり、お金がなかったら、子ども手当だって、子供の医療費だってなしになる可能性がある。しかし、保育園や児童館を建てておけば、あなた今、ハードなことはもうやらなくていいとおっしゃったけども、その制度は半永久的に残るんです。

ここんところをよく認識していただいて、本当の子育てを応援する施策というのは、金をまくことではないんです。環境を、お父さんやお母さんが子育てしやすくできる環境をつくる。共働きでいくのならその間、子供を安全に守ってやる制度をつくるということが本当の子育て支援やないですか。ここんところをちょっと認識を間違えないで、私は高度成長期のように箱物をつくったら私の政治手腕が評価されるなんてことは夢にも思っておりませんし、この4年間を見ていただければわかりますように、そういう無駄は極力抑えてやらないようにしてきておるわけですから、ぜひ、そういうことはしっかりと認識を踏まえた上で議論ができればいいなと、こういうふうにしておるところでございます。

○議長（井野勝己君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今、町長から答弁をいただきましたけども、もう1回だけできるね。児童館をつくるということは箱物ですけども、やっぱりもし本当につくるのであれば、各小学校ごとにつくるべきだと思います。北方小学校の校下にも、今、北方西小学校の校下にありますので。

それで保育料を安くしたり、子育てをしやすくする環境をつくるということは、イコール、医療費の無料化にも若干つながる、広い意味での子育て支援になると思いますので、その辺が平行線だと思いますので、ぜひそれは考えていただきたいと思います。

次に移ります。町長の兼職についてであります。今、行政書士ということをやられていて、ずっと続けられていますが、この町長に初当選された後に、田中議員がこの問題について質問されましたけども、町長は行政書士は続けるということを言われました。

そこで、今日までやられているわけですが、なぜ、こんな質問をするかと言いますと、尾鷲の市長が2回も議会で不信任案決議をされたんですね、新聞でも報道されましたが。この市長というのは税理士であったわけですね。その税理士法違反ということで、警察とかそういうところがやって、検察が略式起訴をして、次の選挙では落選をされた人ですけども。



そこでそういうことを受けて、私も1回、行政書士法であるとか、税理士法とか、地方公務員法とかいろいろ読んでみました。しかし、行政書士として兼職をすることはできないという規定はありませんでした。やることはいいかと思えますけども。

そこでですが、あの事務所の中で、税理士会の会員名簿に町長の名前が載っていましたので確認をしてきましたけども、あの事務所の中で実際に行政書士としてやられる仕事以外、税理士法違反に該当するようなことをやられているようなことがあることも言われたんですけども、そういうことはやってないのか。これは52条の2項に違反をしているのではないかと思いますけど。

それから町民からは、この自治体の長である以上は町長の町長職に専念をしてほしいという願いと、それから地方公務員、一応、教育委員会を除いて町長部局においては地方公務員の154条は俸給をもらう、お金をいただく兼職は禁止をされてるんですね、あなたの部下に対しては。地方公務員に対してはそういう兼職禁止があるにもかかわらず、町長は法律の定めがないわけですからやってもいいかもしれませんが、その辺で示しがつくのかどうか。その辺が、私は大変疑問に思ってますので、答えをいただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 今、御質問をいただいた趣旨は、私の業務は行政書士ですから、行政書士法に基づいて行う業務です。行政書士法を議員さんはお調べになって、該当をしないと。税理士法とは違って該当しないのでというお話でしたから、それはもう私が答弁をしなくてもいいことをごさいますて、別に法に触れておるわけではない。

ただ、あそこの業務を行政書士の仕事をやっておる中で、税理士法に抵触をする内容の実務をやっておるのではないかとということがございます。これは御心配をいただいて恐縮でございますけれども、行政書士ができる仕事は記帳代行までです。それ以上の例えばいろんなことを、税務に関することをやると税理士法に抵触をすることになります。しかし、私は記帳代行まではやりますけれども、それ以上のことは、厳密に言うと公認会計士の先生ですけども、その方をお願いをして御協力をいただいてやっておりますので、税務署に提出するとか、そういうことについての、税理士法に抵触するという行為を行政書士としてやっておるわけではございません。

それからもう一つは、公務員が兼職を禁止されておるのに、町長が兼職をしておってはいかんではないかというお話でございます。これも法律にそれで触れるという問題ではないというふうに理解をさせていただいております。例えば、八百屋さんのおやじさんが町長になって、うちが八百屋さんをやったら兼職ということになりますね。そういう問題と同じだというふうにとらえておるところでございます。

現実に私が町長をやっておって、行政書士の事務所を開いておることによって町長職に支障が出てきておるとか、それをサボタージュして自分の仕事をやっておるということは一切ございません。私の事務所でいいますと、補助者として行政書士会に届けてある、この場合は家内でございますけれども、家内のほうが補助者としての実務をいたしておりまして、私はそこで作

成をされた書類について、正確かどうかを確認した上で、官公庁に提出をする書類についてはみずからが職印を押して提出をするようなというシステムをいたしておりますので、おしかりをいただくことはないというふうに思っておるわけでございます。

しかし、実は町長をやりましてから、そちらのほうは随分仕事の上でおろそかになっておまして、多くのお客さまもだんだん整理をさせていただいておりますので、そんなにおしかりをいただくのなら別にやめても、これで収入がたくさんあるわけではございませんのでやめてもいいわけでございますし、そういうおしかりが大勢の町民の皆さんがそういう疑念を持っていらっしゃるというのなら、やめさせていただくことはやぶさかでないと思っております。しかし、個人的に申し上げますと、微力でございますけれども、本当にこの町長という職務に誠心誠意奉職をさせていただいておりますので、そういう意味でそういう御批判をいただくのなら、疑いを持たれるのなら、やめさせていただいてもいいなというふうに今、日比さんの御質問を聞きながら、思っておるところでございます。

御批判をいただかないように、これからもやっていきたい。これからもやっていきたいというのは、町長の職務はやっていきたいというふうに思っております。大変小さな親切をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今、町長の行政書士のことについては事務所をやっていくということでありましたが、いつも出てくるのが道義的責任とか言われるわけですが、あなたの部局の、町長部局の人たちは、俸給いただくのは兼職禁止になってるんだけど、その部下を束ねていく長として、その辺についてはどうお考えなのか。一緒の答えですか。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） その場合に道徳というのかどうかというのは日本語の難しいところでございます。道徳的に、つまり道徳に反したことを行っておるわけではありませんし、社会正義から見ておかしいことを、間違ってることをやっておるわけではございませんので、今、あなたの御指摘は当たらないというふうに思っております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） いろいろ質問してきましたけども、あるところでは平行線になりましたので、これからいろんな意味でもっと勉強して質問をさせていただきますので、きょうのことはこれで終わりたいと思います。ぜひ質問したことは、なるべくやる方向でお願いをしたいと思いません。以上です。終わります。

○議長（井野勝巳君） 次に、田中五郎君。

○10番（田中五郎君） 許可がいただけましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。申し出は政策審議会についてであります。

この年の瀬、北方町長選挙が前回の1月から早まり、この12月14日に告示されます。町長は2期目の出馬を鮮明にされ、去る12月4日後援会事務所を開設されました。万全な対応をされて進

められておると思います。

さて、国の借金も900兆円を越す借金となり、地方行政へのしわ寄せは今後とも厳しく考えるとき、必要的な経常経費以外の出費は少しでも節約していくことは妥当と考えるとき。

○議長（井野勝巳君） お静かに。

○10番（田中五郎君） 町民の声を生にとらえておられる政策審議会について、御質問をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、質問の第1点。政策審議会の設置のねらいとは何か。現在二元代表制をとっておられるはずなのですが、この二元代表制ではなく、民主社会の時代であり、社会参画制度にされるお考えなのか、お尋ねをいたします。また、設置の目的についてもお伺ひいたします。

次に、審議会委員の選考の方法はいかなる方法でなされてきたのか。また委員の責務については、委員としての責務責任制はとられておられるのでしょうか。また町の附属機関として条例化はなされていませんが、もし内規、規則等が作成されておればお伺ひをいたしたいと思います。

次に、質問第2点。審議会の委員の手当は、それは報償金として1日4,000円支払われているものと思います。その他の審議会の1日の報償金は6,000円となっております。この審議会の開催は年間8回開催されていますが、現段階まで何回開催され、報償費はどの程度支払われているのでしょうか、御答弁を求めるものであります。また、審議会委員の費用弁償、1人旅費1,700円が本年度予算計上されていますが、この委員会としてどんな方法で研修されているのでしょうか。また、旅費等はどのように使われておるのでしょうか。お尋ねを申し上げます。

この審議会を設置するに際しまして、町長はこの委員に対して、無償奉仕で参画していただくと言っておられた記憶がございます。なぜ支給することになったのか、あわせて御答弁を求めるものであります。

第3点。審議会の委員の任期は、任期規定はされているのでしょうか。継続して残るお方、交代されたお方があったと伺っています。委員の任期は2年とされておられるのでしょうか。この点、明確にされるのが妥当かと考えますがいかがなものでしょうか、御答弁をお願いするものであります。

質問第4点。町広報等に審議会の報告が掲載されていますが、審議された意見の集約により、その意見が我が北方町行政に反映されてこそ効果が生み得るものと考えますが、この4年間の委員会の成果と今日までの行政に対する委員会の意見が実現されたことがあれば、お伺ひしたいと思います。

質問第5点でございます。さて、政策審議会の継続は今後も引き続きされていくのか。また行政運営の中の政策審議会の必要性と仕組み、現在あります町の附属機関として、同じように構成され、考えていくかの点等々を御答弁をお願いするものであります。

1回目の質問を終わります。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） それでは政策審議会について、5点の御質問でございましたので順次お答

えをさせていただきたいと思います。

まず、設置のねらいについての御質問でございます。これは、たしか平成17年の11月から小泉内閣によって三位一体改革というのが実施をされました。その内容は御記憶でしょうけれども、地方へ税源移譲をするのが3兆円で、その逆に補助金を廃止することによってマイナス4.7兆円、それから交付税を減額することによってマイナス5.1兆円という有名な三位一体改革というのが移されたわけですね。明らかにその差し引きをいたしますと6.8兆円、地方は減収になるという制度でございます。

まさに私の直感から言いますと、国による地方への兵糧攻めみたいな感があります。その真ただ中のときに町長に就任をさせていただいたわけでございます。したがって、私は北方町の財政は単独で経営をしていく上においては非常に厳しい状況になる。どうしたらいいかということを考えましたときに、我が町の富裕財政というものはもうすっかりと過去のものであるという認識に立って、これからは身の丈に合った財政運営が必要だというふうに思ったわけでございます。しかし一方で、住民の要求というもの、ニーズというものはどんどんと多様化をしてくる時代でございますから、このままでは早晩、北方町の財政というものは非常に厳しい状況に追いやられてしまうというふうに思ったわけでございます。

住民のニーズが多様化して、一方で財政が窮屈になってまいりますから、行政改革を熱心に進めて、行政改革の筆頭に上がるのが、御案内のとおり人員削減ということにイコール通じるわけでございますから、片っぽで人減らしをするのに、片っぽで住民要求が多様化をして仕事量がふえてく。こういう状況になってまいりますと大変厳しくなってくる。つまり、今までのように金も人も使えなくなってくる。このことをやっぱり住民の皆さん方にしっかり御認識をいただく必要があるのではないかと。じゃあ、そういうものを認識をしていただくには、極端なことを言いますと、この町を守るにはどういう方法があるかということ、やっぱり住民参加をしっかりと推し進めて、改革を進めていく方法しかないのではないかというふうに考えたわけでございます。

これも、今までやっておりましたようにいろんな審議会だとか、何とか会議をつくりますと、よく言われるように金太郎飴みたいに、商工会の代表とか、婦人会の代表とかという団体で選出をしていただくシステムに陥りがちですから、それはこの際無視をして、北方町を何とかよくしていこうという熱意に燃える人たちに手を挙げていただいて、政策審議会というものをつくったほうがいいのではないかとということで、公募方式を採用をさせていただいたわけでございます。

そしていつも言いますように、従来は観客民主主義で、外野席においてわあわあと言っておればよかった時代が過ぎて、これからはもう一緒にグラウンドにおりてきて、行政も住民もプレーができるような、そういう参加民主主義というものに変えていく必要があるということを痛感して、公募制度というものを立ち上げたわけでございます。

この審議会は、今までのように行政への提案や要求だけで終わるということではなしに、住民

の皆さん方がふだんの暮らしの中で、自分たちがこの分野は一生懸命努力をしてやっていく分野だ、こっちの分野は地域で、コミュニティーで自治会などを通じて、地域住民でいろいろ協力し合って努力し合ってやっていく分野、こっちの分野は行政もかかわって、いろんなことをやっていく分野というようなふうに、大体3つの分野に分かれて住民参加というものを進めていくというのがいいのではないかと。

そのことを、今申し上げた3つの分野というものを住民の皆さん方が理解をしていただく。私らの受け持つ分野はここなんやね。このことは私たちでやらないかん分野なんやね。これはちょっと課題が大き過ぎるので、行政の手助けを借りて行政にやってもらおうとか、やらせようとかという、そういうそれぞれの持ち場持ち場の自覚を住民の皆さんに理解をしていただければ、住民参加というものが必然的にできてくるのではないかというふうに思ったわけでございます。

それから委員の責務についての御質問でございますが、これは北方町政策審議会設置要綱というものを設置をいたしております、このことによって進められているわけでございます。所掌の事務につきましては、まちづくりについての具体的な政策の提言などを行うということに決められておりますので、非常に幅広く議論を進めていただけるというふうに考えておるわけでございます。

議員、二代表制についての御心配をされておりますが、これは前にどなたかにお答えをしたと思いますけれども、そういう諮問機関とか、議会にかかわるとか、そういうシステムのものでございませぬから、申し上げましたように、住民参加を進める1つの施策としてこの制度というものを立ち上げさせていただいたということでございますから、決して、議会の上にあるものでも何でもなし。一般の住民の皆さん方の声を吸い上げるシステムとして、この政策審議会というものは位置づけさせていただいておるということを御理解いただきたいと思っております。

それから、政策審議会の委員の手当等についての御質問でございます。審議会の年間の開催は7回開催を、審議する場は7回で、そのうち1回を研修で先進地の視察をさせていただくというふうに改めさせていただいておるわけでございます。もちろん、この手当というものは、その方の出席に応じて支払をさせていただきますので、私どもはお礼というふうに呼んでおります。したがって、1人4,000円支給をさせていただいておるわけございまして、議員もお話のように通常は6,000円、ほとんどの方に払っておりますけれども、4,000円で我慢をさせていただいておる。それから当初無償というのか、ボランティアでやるというお話ではなかったかということですが、それは議員の勘違いでございまして、私は当初からまことに心ばかりのお礼をしなければいけないというふうに思っております、要綱にもそのように定めて今日まで来ておるということを御了解をいただきたいと思っております。

それから、どういうことを研修したかというお話でございますが、今年度からそうさせていただいておるわけで、視察を取り入れたわけでございますが、第1回目としては、あの有名な犬

山市の市民活動、犬山しみんていというのがございまして、これは相当先進的にボランティアとかNPOなどを進めておる団体でございますので、これの視察をさせていただきました。このときには費用弁償として1,700円、参加をしていただいた方にお弁当代としてお支払いをさせていただいたところでございます。

それから審議委員の任期についてでございますが、これは2年間、最初から2年間ということをお願いをして、2年が経過をいたしますと新たにまた委員の募集をさせていただいておると、こういうところでございます。

ひょっと議員の耳に2年連続やった人がおるといようなことが入っておるかもしれませんが、これはちょっと事情がございまして、例えば、今回の募集のときには、第1回目の2年目は募集をフリーにしましたら高齢者が非常に多かったんですね。これではやっぱりいかなのではないかと、もう少し広く各世代の人たちにお集まりをいただきたいと思ひまして、2回目のときには、2年前になりますけれども、世代ごとに募集をさせていただきました。それは60代以上で10名、それから40代から50代までで10名、30代までで10名というふうに定員を決めさせていただいて、募集をさせていただいたところでございます。

これで合計、募集に応じてくださったのが42名の方がございました。定数は30名でございますから、ここで年齢ごとに制限をさせていただいたわけでございますが、例えば60代以上では17名の応募がございました。これ申し上げたように10名が定員でございますから、7名は御辞退をしていただかなきゃなりません、このうち6名は前年度も応募していただいて委員を務めていただいた方でございますので、申し上げましたように新しい人に変わっていただいたほうがいいのではないかと、この6名はお断りをさせていただきました。もう1人は相当高齢な方でございますので、これもひとつ事情をお話をして、御辞退をいただくようにさせていただきました。それから、40代、50代までの間では16名の方の応募がございましたので、ここでも6名同じような方法をとります、前年度務めていただきました方にはお断りをするという、御辞退をしていただくというような手法で10名を選定というか、選任をさせていただいたところでございます。さて、そこで30代まで、どうしても若いところが関心が薄いものですから、30代の定員10名のところに9名の応募しかありませんでした。その9名の中に、前年間で応募をしていただいて委員を務めていただきました若い方がいらっしゃいましたので、この方も一緒にお断りしようかと思ひましたけど、定員が10名のところ9名しかありませんでしたので、熱心な方でもありましたし、引き続いて選任をさせていただいたと。そういうようなことでございますので、御了解をいただきたいというふうに思っております。

それから、審議会の意見を行政にどういふふう反映をさせておるかという問題でございます。これは審議会委員の意見と行政効果につきまして、議会の皆様にも配付をさせていただいておるところでございますが、いろんな意見が出ましたものは新年度以降に向けて検討をして、その問題ごとに取捨選択をして、予算反映をするものについては予算上反映をして、議会の御審議をいただいて議決をいただいたものから進めさせていただくというふうにしてきたところで

ございます。

それから4年間の成果についてでございますが、いろんな提案をいただきまして、実現をさせていただいた例で言いますと、例えば、百年河川公園の再整備、非常に荒れてしまっておるのでしてはどうかというお話でございましたから、これは採用させていただいて、御案内のとおり百年河川公園というものは再整備をさせていただいたところでございます。それから子供を持つ親のために救急指定医療機関などを網羅したチラシをつくってはどうかというお話でございましたから、これもくらしのカレンダーへメディカルマップを掲載するということにさせていただくなどいたしたところでございます。

そのように直接予算への反映はもちろんございますけれども、実際にはもう少し目に見えないところといいますか、自分たちの町は自分たちでよくしていこうという活動も個々に出てきておるわけでございます、これは大変ありがたいことでございます。例えば、段ボールコンポストの拡大運動で、若いお母さんたち6人ほどが1つのグループでこの運動を広めようということで、北方南小学校のPTAなどにも呼びかけて、その講習会を開いたり、そういうことを続けていただいておりますし。バスターミナルをつくらせていただきましたけれども、非常にコンクリートで固められて殺風景なので、少し花があったほうがいいんじゃないかということで、プランターと花を設置をしていただいで、今もなお、その守りといいますか、管理をしていただいでおるグループもありますし。教育委員会が行っております心の糧という公募、これも全国からたくさんの応募をいただいた作文といいますか、絵やとかがありますけれども、それを応援をするサポーターズというものをつくろうということで、心の糧サポーターズの誕生も導き出すことができました。それから北方の歴史と文化を学ぶ会というものを結成をメンバーの人たちがしてくださいます、皆さんのお手元にも届いておるかと思っておりますけれども、冊子の発行などをしていただいでおるわけでございます。こうした非常に好例、好例というのはい例が実を結んでおります、大変ありがたいことだというふうに思っておりますのでございます。

そして、私としては何よりうれしいことは、これで第2回目の政策審議会の皆さん方の任期が終わったわけでございますけれども、参加者の大半が、この政策審議会に参加してよかった、それから以前に比べて行政が身近になったし、関心が高くなったというようなことをアンケートに答えていただいておりますので、まあこういうことは即刻特効薬があるわけではありませんが、少しずつではありますけれども、住民の声を行政に反映をするという行政の責任とともに、一方では、物を言う住民も責任を持つという協働、協力して働くという協働でございますけれども、思想が住民の参加をいただいた皆さんの中に芽生えてきているというふうに思っております、非常に意を強くしておりますのでございます。

最後の5点目は、今後の審議会をどうするというお話でございます。これはまず今お話をしたように、評価の仕方によりますけれども、大した成果ではないかもしれませんが、しかし、今までのように外野席においてわあわあ言っておる人たちが少しずつグラウンドの中に飛びおりて

きて、一緒にプレーをしよう、一緒に仕事をしようという傾向が出てきておることだけは顕著でございますから、今後もぜひ続けていただいて、私が所期の目的としております住民参加の草の根民主主義をこの町に根づかせることができたなら、恐らく、先ほど来議論をしておりますように、住民の要求と住民が果たす役割とをうまくミックスできて、住民がみずからの責任でこの町をよくしていこうと。そういうふうにはやがてはなっていて、この町が本当に住むに値する立派な町に発展していくということをかたく信じておるところでございます。

これからも続けてまいりたいと思っておりますので、議会の皆さん方もぜひ御協力をいただきますようお願いを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 田中君。

○10番（田中五郎君） 今期最後の質問で、最後の御答弁を町長にいただきまして本当にありがとうございます。

本当にこの4年間、目的どおりにされたと思っております。政策審議会についても十分町民の意見がある程度把握できたと思っております。目的は、2年ごとに交代され、より多くの町民の方々が行政への関心を高めておられると思っております。幸い、町長も継続して進めていきたいということでもありますので、ぜひお願いしたいと思っております。そして、今日まで誠心誠意つくられました町長4年間に対し、心から感謝を申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） これで一般質問を終わります。

午後は1時30分から開会をいたしたいと思っておりますので、ちゃんと集合くださいますようお願いいたします。

午前の部を終わります。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時29分

○議長（井野勝巳君） それでは、午後の部を再開をいたします。

### 日程第3 議案第36号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第36号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。田中君。

○10番（田中五郎君） 1点だけお伺いしておきたいと思っております。

10ページの公有財産購入費、これは北方南小学校の用地購入費と伺っております。この公有財産以外に、まだ用地を買わなければならない敷地があるかと思っております。どれだけの敷地があるのか、面積はどれほどなのか、お尋ね申し上げます。お願いします。

○議長（井野勝巳君） 村木総務課長。



○総務課長（村木俊文君） それでは、田中議員の質問にお答えいたしたいと思います。

今回、補正予算で518平米の買い取り予算を計上させていただいておりますが、現在、学校用地としての借地面積でございますが、1万6,095平米。それで今回お認めいただければ、518平米を引きますと、残りが1万5,577平米になるかと思っております。またその他1筆、実習畑として1,579平米をお借りしておるとというのが実態でございます。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので、これより議案第36号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第37号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第37号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 議案第37号に反対をいたしたいと思っております。

これは、さきの臨時議会において、職員の給与等の人勧に基づいて引き下げをしたのがほとんどですので、そういう整合性を持たせるために反対をいたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第38号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第38号 平成22年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑を省略して討論」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を省略いたします。討論ありますか。日比君。

○9番（日比玲子君） これも先ほどの第37号議案と同じで、臨時議会で条例が出ましたけど、私は反対しましたので。その理由は357万円に近い職員の給与等を削減して、一般会計のほうに下水道基金として戻すものでありますけども、職員の給与減額でありますので反対をしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これから議案第38号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 厚生都市常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（井野勝巳君） 日程第6、厚生都市常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

厚生都市常任委員長の報告を求めます。田中五郎君。

○厚生都市常任委員長（田中五郎君） 閉会中の継続審査申し出の前に、12月6日、厚生都市常任委員会に付託されました案件、1、国の意見書提出を求める陳情書、国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書。2、国への意見書提出を求める陳情書、社会福祉施設にかかわる最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書。さらに、防災・生活関連事業予算の充実を図り住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める意見書の3件でありました。委員会は12月6日開催し、その3件について審査した結果を御報告いたします。

この付託案件3件とも、委員会として継続審査をいたすことになりました。よって、その理由は国会で継続審査となっている地域主権改革の推進を図るための関係法案であり、いまだ方針が決まっていない。この制度の中身を見きわめ調査するため、継続審査といたしました。よって、本委員会は閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第71条の規定により申し出をいたします。よろしくお願いします。

今の中で、意見書と言うたことを陳情書と訂正をさせていただきます。お願いします。

○議長（井野勝巳君） はい。

○厚生都市常任委員長（田中五郎君） 一番下、3点目です。

○議長（井野勝巳君） 3点目の意見書を。

○厚生都市常任委員長（田中五郎君） 充実を求める意見書と言いましたので、陳情書に訂正をお願いします。

○議長（井野勝巳君） はい、陳情書に。意見書から陳情書に変更いたします。

それでは、厚生都市常任委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

---

#### 日程第7 欠席問題等に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第7、欠席問題等に関する事務調査についてを議題といたします。

欠席問題等調査特別委員長の報告を求めます。戸部哲哉君。

○欠席問題等調査特別委員長（戸部哲哉君） それでは、命によりまして、委員会のほうの調査報告をいたしたいと思えます。

欠席問題等に関する事務調査ですが、過ぐる12月7日に委員会を開催いたしまして調査を行いましたので、会議規則第73条の規定により報告をさせていただきたいと思えます。

中村広一議員の欠席問題等についてございますけども、中村議員から送付された欠席事由は、2名の参考人の証言に基づき検証をいたしました結果、内容に信憑性がなく、欠席届として受理すべきものではないと判断をいたしました。したがって、当委員会は9月定例会、12月定例会において、中村議員を無断欠席として取り扱うことを確認をいたしましたので、ここに御報告させていただきます。

なお、今後とも引き続き、閉会中の継続審査を要しますので、会議規則第71条の規定により、申し出をいたしたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 欠席問題等調査特別委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

先ほど、厚生都市常任委員長の報告の中の配付をしてあります書類でありますけども、件名のところにおきます国への意見書提出を求める陳情書が者となっておりますので、書に置きかえをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本会議に提出されました案件はすべて終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思えます。町長。

○町長（室戸英夫君） それでは失礼をいたします。

第7回の定例議会を3日間にわたって御審議をいただきましてありがとうございました。

補正予算が中心でございましたけれども、皆さん方の慎重な御審議で提案等を御決定いただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思えます。

いよいよ師走でございまして慌ただしさが増してくるわけでございますが、どうぞ議員各位におかれましては事故など十分御注意をいただきますとともに、また健康管理も気をつけをいただ

いて、新しい年をお迎えをいただきますように心からお願いを申し上げる次第でございます。

なお、私ごとで恐縮でございますが、来年の1月13日をもって1期目の任期が終了するわけでございます。大変不十分な町政運営だったと思えますけれども、大変御協力をいただきまして円滑に進めさせていただくことができましたこと、本当に皆さん方の御協力のたまものでございまして、厚く御礼を申し上げたいと思う次第でございます。引き続いて、また向こう4年間、任務を全うさせていただきたいと思って立候補の決意をさせていただいておりますが、今後とも御指導をいただきますようお願いをして、簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって平成22年第7回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後1時44分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年12月8日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員